

公益財団法人 大阪コミュニティ財団 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪コミュニティ財団(以下「財団」という)定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し重要なことを定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員および評議員、会計監査人をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度総額1千万円を超えないものとし、理事会の承認を得て代表理事が決定する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、銀行振込により支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、「常勤役員の退職金に関する規程」により、退職金を支給することができる。
- 4 評議員及び非常勤役員は無報酬とする。

(費用)

第4条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するも

のについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。